

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：高知県

農業委員会名：安芸市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1005
自給的農家数	210
販売農家数	795
主業農家数	468
準主業農家数	55
副業的農家数	272

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1660
女性	735
40代以下	339

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	323
基本構想水準到達者	123
認定新規就農者	22
農業参入法人	9
集落営農経営	2
特定農業団体	
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	808	177				985
経営耕地面積	509	142	42	100		651
遊休農地面積	24	4				28
農地台帳面積	937	448	87	358	3	1385

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	9

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	985ha	539ha	54.9%
課 題	農業従事者の減少・高齢化や不在地主の相続等による遊休農地の増加、農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっている。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 539ha (うち新規集積面積 0ha)
	目標設定の考え方:今後の担い手育成支援のため、農林課と協議して目標を設定した。
活動計画	随時、利用権等設定期間満了者に通知を送り、再設定を促す。また、農林課と連携して各種相談時や会合等、様々な機会を活用して利用権設定の必要性を周知する。

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	6経営体	14経営体	6経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1. 3ha	3. 0ha	2. 0ha
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあるため、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっている。		

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	1. 0ha
活動計画	担い手の育成支援に取り組んでいる農林課と協議して設定した目標であるため、安芸市担い手支援協議会とも連携して、新規就農者の確保及び支援に協力し、目標の達成を目指す。		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	985ha	28ha	2.84%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに遊休農地は拡大していくと予想される。利用意向調査等により所有者の意向を確認し、担い手等への利用集積の推進が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2ha		
		目標設定の考え方:前年度では目標を達成できなかったため、より解消に努める。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		24人	8月～9月	10月～ 11月
		調査方法	市内全域を調査区域として、各地区担当の農業委員及び農地利用最適化推進委員が現場の地図及び土地の地番の入った航空写真により現地確認を行う。その後、事務局が新規発生した遊休農地を再度現地確認する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
	その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	985ha	0ha
課 題	新たな発生を防止するため、農地所有者等に対する周知を徹底する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

活動計画	8月に広報等を活用して転用手続きの必要性を市民に周知する。また、8月から9月にかけて実施する農地利用状況調査(農地パトロール)等により違反転用を早期に発見し、指導を徹底する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入